

別表第三（第三条関係）

区分		審査方法の別		金額
（一）水力発電所に係る工事	（二）火力発電所に係る工事	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	
1 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ（以下単に「高さ」という。）が十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートや盛土などを行うもの	1 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ（以下単に「高さ」という。）が十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートや盛土などを行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十万三千百円）
2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	2 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十六万七千九百円（電子申請による場合にあつては、十五万八千七百円）
3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、十四万六千六百円）
（一）出力三万キロワット未満の水力発電所に係るもの	（一）出力三万キロワット未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	二十二万四千七百円（電子申請による場合にあつては、二十万六千二百円）
（二）出力三万キロワット以上十萬キロワット未満の水力発電所に係るもの	（二）出力三万キロワット以上十萬キロワット未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあつては、十六万八千七百円）
（三）出力十萬キロワット以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、二十八万九千七百円）未満の水力発電所に係るもの	（三）出力十萬キロワット以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、二十八万九千七百円）未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	二十九万九千七百円（電子申請による場合にあつては、二十八万九千七百円）
（四）出力十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、五十七万八千円）以上十萬八千八百円（電子申請による場合にあつては、四十七万七千二百円）未満の水力発電所に係るもの	（四）出力十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、五十七万八千円）以上十萬八千八百円（電子申請による場合にあつては、四十七万七千二百円）未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	六十万九千七百円（電子申請による場合にあつては、五十七万八千円）
（五）出力十萬八千八百円（電子申請による場合にあつては、八十七万二千二百円）以上十萬九千四百円（電子申請による場合にあつては、八十七万二千二百円）未満の水力発電所に係るもの	（五）出力十萬八千八百円（電子申請による場合にあつては、八十七万二千二百円）以上十萬九千四百円（電子申請による場合にあつては、八十七万二千二百円）未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	五十万八千八百円（電子申請による場合にあつては、四十七万七千二百円）
（六）出力十萬九千四百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）未満の水力発電所に係るもの	（六）出力十萬九千四百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	九十万九千四百円（電子申請による場合にあつては、八十七万二千二百円）
（七）出力十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）未満の水力発電所に係るもの	（七）出力十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）以上十萬九千七百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	七十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、七十四万九千八百円）

[illegible]

二 発電所の変更の工 事であつて発電設備の 設置の工事以外の変更 の工事に係るもの													
	(一) 水力設備 に係る工事			(五) 風力発電所に係る工事			(三) 燃料電池発電所に係る工事			4 汽力及びガスタービンを原動力とする火力発電所に係るもの			
	1 完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとするときに行うもの						5 1から4までに規定するものの以外のも						
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合			
	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十萬三千三百円）	十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、十四万六百元）	十七万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十三万二千二百円）	十七万八千五百円（電子申請による場合にあつては、十六万九千三百円）	十七万八千五百円（電子申請による場合にあつては、十六万九千三百円）	十六万九千六百円（電子申請による場合にあつては、十五万九千四百円）	二十一万四千四百円（電子申請による場合にあつては、二十萬三千七百円）	十二万七千二百円（電子申請による場合にあつては、十一万六千七百円）	十六万八百元（電子申請による場合にあつては、十五万三百円）	それぞれの原動力設備の種類及び出力に應ずる金額を合算して得た額			

	(六) 電気設備に係る工事	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十万三千百円）
	(七) 附帯設備に係る工事	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十六万二千四百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十四万千円（電子申請による場合にあつては、十三万千百円）
三 変電所及び送電線路の設置の工事に係るもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十二万五千五百円（電子申請による場合にあつては、十一万千七百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十万千円（電子申請による場合にあつては、九万千二百円）
四 変電所及び送電線路の変更の工事に係るもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万三千円（電子申請による場合にあつては、二十一万三千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十八万九百円（電子申請による場合にあつては、十七万千百円）
五 需要設備の設置の工事に係るもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十六万二千四百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十四万千円（電子申請による場合にあつては、十三万千百円）
六 需要設備の変更の工事に係るもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十二万千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、十万三千百円）
		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	八万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法を用いて行う場合	七万四千九百円（電子申請による場合にあつては、六万五千七百円）